

記入事例

① 交付書類の **貸付限度額（年額）の計算方法について** を参考に貸付限度額（年額）を算出してください。

② 貸付限度額（年額）の範囲内（1万円単位）で、希望する借入金額（年額）を決定し、以下を参照に記入してください。

事例 1 <公立高校に進学の場合>

- 最短修業年限 …… 3年0か月 — ①
- 卒業予定年月 …… 2024年3月 — ②
- 借入希望年額 …… 100,000円 — ③

事例 2 <私立高校に進学の場合> 年間授業料：600,000円

- 最短修業年限 …… 3年0か月 — ①
- 卒業予定年月 …… 2024年3月 — ②
- 借入希望年額 …… 240,000円 — ③

進学届

卒業予定年月 最短修業年限
西暦 16年 月 年 か月
20 24 03 3 00

※ 私立のみ記入

年間授業料（私立のみ記入）
0 20 000 円

③ 希望する借入金額（年額）
0 100 000 0 円

進学届

卒業予定年月 最短修業年限
西暦 16年 月 年 か月
20 24 03 3 00

※ 私立のみ記入

年間授業料（私立のみ記入）
0 600 000 0 円

③ 希望する借入金額（年額）
0 240 000 0 円

借用証書 高等学校等提出用

受付番号 □ -21-29999

奨学資金借用証書

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

私は、貴会より下記金額を借用します。
については、裏面に記載の貴会奨学資金貸付返還規程等を守り、約束どおり返済する。万が一、返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、強制執行の手続きをとらせていただきます。また、連帯保証人に対する履行の請求をした場合は、借用人に対してもその効力が及ぶものとさせていただきます。
なお、裏面記載の「個人情報の利用目的等」につき承諾し、個人情報の取扱いについて同意いたします。

※奨学資金の借入金額（年額）は、「貸付限度額」の範囲内で奨学生の希望する額とする。
（大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第11条第1項）
※育英会は、奨学生の、借入者の前々年の所得状況をもって計算した貸付限度額の範囲内で、借入年額を奨学生に通知する。
（大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第14条第1項）
※奨学資金貸付時期及び額は、貸付規程に定められています。
（大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第9条及び第10条）

借入期間	②	①	借入年数	③	借入額計
2021年4月～2024年3月		3年0か月		100,000円	300,000円

借入年数 3年 × 希望する借入金額（年額）100,000円

借入金額 ￥300,000 円 ← 同じ金額

借用証書 高等学校等提出用

受付番号 □ -21-29999

奨学資金借用証書

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

私は、貴会より下記金額を借用します。
については、裏面に記載の貴会奨学資金貸付返還規程等を守り、約束どおり返済する。万が一、返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、強制執行の手続きをとらせていただきます。また、連帯保証人に対する履行の請求をした場合は、借用人に対してもその効力が及ぶものとさせていただきます。
なお、裏面記載の「個人情報の利用目的等」につき承諾し、個人情報の取扱いについて同意いたします。

※奨学資金の借入金額（年額）は、「貸付限度額」の範囲内で奨学生の希望する額とする。
（大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第11条第1項）
※育英会は、奨学生の、借入者の前々年の所得状況をもって計算した貸付限度額の範囲内で、借入年額を奨学生に通知する。
（大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第14条第1項）
※奨学資金貸付時期及び額は、貸付規程に定められています。
（大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第9条及び第10条）

借入期間	②	①	借入年数	③	借入額計
2021年4月～2024年3月		3年0か月		240,000円	720,000円

借入年数 3年 × 希望する借入金額（年額）240,000円

借入金額 ￥720,000 円 ← 同じ金額